

研究ノート

近代の大礼と有職故実——装束の変化について——

田 中 潤

はじめに

一 近代に伝わる装束の前史

(一) 有職故実の知と変化への対応

(二) 前近代の装束変遷略史

二 近代における装束の変遷

(一) 明治維新における装束の危機

(二) 旧儀保存に伴う装束の継承と旧堂上公家の活動

(三) 経費節減の昭和大礼 古代以来の装束の大変化(板引の廃止)

おわりに

はじめに

明治維新により誕生した近代日本政府は、旧幕府時代との政治的・文化的「二新」の上に、西洋諸国を手本として、政治・軍事・産業・文化など諸方面において急速な近代化を進めた。立憲君主国としての政治体制を日本において構築するため、西洋先進諸国を回覧・視察した日本使節が学んだことは、各国はそれぞれの国に根差した「伝統」を踏まえ、その上に近代化を成し遂げたことが重視されている事実であった。前時代における諸慣習を前近代的の名のもとに排するのみではなく、従来からの「伝統を継承」し、その上で近代化を進める近代日本国家の姿を、既にそれを成し遂げた諸外国に対し、目に見える形で表明していく必要性があったのである。

近代天皇制の中で、天皇の代替わりに伴う即位礼・大嘗祭に関わる一連の儀式は、「大礼」と総称された。即位の大礼は、諸外国からの多数の賓客を招いた国を挙げ

近代の大礼と有職故実

ての一大国家行事であった。西洋文化を享受した近代国家日本像と共に、前近代以来の「伝統」をも擁した近代国家日本の姿を、内外に表明する絶好の機会でもあったのである。⁽¹⁾この折に、日本の「伝統」を視覚的に表現するために用いられたのが、古代以来公家や武家において継承されてきた有職故実の知識であった。

本稿で取り上げる大正・昭和の大礼に活用された装束の裏付けとなった知識は、徳川太平の江戸時代における有職故実研究の成果を直に受けている。⁽²⁾往々にして、平安の王朝から連綿として続くイメージと重ねて捉えられがちな公家・女房装束であるが、現代まで継承されてきたその実態は、戦国期における途絶と、近世における再興の産物であった。さらにこれらの装束は、前近代における途絶・再興のみならず、近代・現代のそれぞれの時点において、時宜に応じた変化を来していたのである。

本稿は、近代・現代の日本において「日本の伝統」を視覚化する装置として大正・昭和の大礼において活用され、平成・令和の大礼に継承された公家・女房装束の近代における変遷の一端を、強装束こわしきよせくを表現する上で欠かせない板引の廃止という変化に注目して紹介するものである。

一 近代に伝わる装束の前史

(一) 有職故実の知と変化への対応

近代の大礼における装束を考える際、一番の前提となるのが有職故実の問題である。有職とは、深い知識・見識を有するということを元来意味する。平安時代から江戸時代の幕末に至るまで、天皇や公家・武家により構成される社会においては、国家的な儀式・典礼を巡り、それを行う空間や建物、参仕者が身に付ける装束、実地での所作などについて、その典拠となる法令・慣習、またそれに基づいて蓄積、継承されてきた先例に関する知識そのものが、「有職故実」として重視された。広く言えば、有職故実は公家・武家の社会の衣食住の生活全般に関わり、その社会を構成する人々を規定する知識の集大成であって、それに深く通じた人は「有識家」と呼ばれた。有識家を持つ広範囲に及ぶ知識の中でも、公家・武家社会の中で特に重要視されたのが、自身及び家の繁栄と深く連動した「官職」に関わることであつ

たため、次第に有「識」から有「職」へと変化したとされる⁽³⁾。

さて、この有職故実を考える上で、注意をすべきことは、有職故実は必ずしも変化に対して否定的で、先例墨守に拘泥するものではなく、時宜に応じた変更も、充分に許容され得るものである。ただし、この変更は、為政者や有職家の随意に任されるものではない。有職故実の源となる平安時代の公家の社会では、先例に則り肅々と年中行事などの儀式・行事を行い得ることが、公家による政治体制の安定を象徴するものであり、このことは、武家政権の時代における武家についても同様で、恒例・臨時の行事のあり方を伝える様々な記録が残されてきた⁽⁴⁾。

しかし、長い歴史の中では、偶然発生した事柄が、一つの先例となつて後世に受け継がれることがあり、通常の様子を伝える記録と共に、特殊な事象もまた、記録すべき先例として蓄積され、継承されてきた⁽⁵⁾。このように、膨大に蓄積された知識の中から、各場面において為政者の必要に応じ、先例になり得る情報を提示し、変更が必要な際には、その裏付けとなる先例が有職家により探されることになる。こうした作業の中には、万人に受容され、裏付けとなり得る適当な事例が見当たらず、別の類例を援用の上、提示し説明をつけることも行われた。いずれにせよ、有職家が提示したものは、為政者の方針に適い、かつ社会とそれを構成する人々が許容し、受容し得るものでなければならなかった。

(二) 前近代の装束変遷略史

こうした有職故実の知の体系の一角を占めたのが、公家・女房装束である。古代の大陸にルーツを持ち、律令制と共にその祖形が日本の宮廷装束として導入されたこれらの装束は、着用者の身分を視覚化する働きをしてきた⁽⁶⁾。男性・女性を通じて、他者の視線に最も触れる公家装束の上着に当たる袍や、女房装束の唐衣・表着については、身に依じて、生地の色目や、地文として織り出すことのできる文様に差異が設けられた。いわゆる禁色の制である。天皇以下有位の公家は、基本的に同形式の装束を用いたため、色彩や文様に関わる禁色や、袍の下に着用する內衣である下襲の裾の長短などにより、差異化を図ることが必要とされた。また装束を着用して参仕する儀式の格の上下、公的・私的それぞれの場の区別による装束の使い分け

など、空間を演出する装置として装束の果たした役割が極めて大きかったことは、絵巻物における公家・女房装束の、時に詳細に及ぶ描写から窺える⁽⁷⁾。

国家儀礼や政務執行に不可欠な点において、装束は有職故実に深く関わる重要な要素である。衣服令の規定を核とし、古代中国の様式から現代に伝わる公家・女房装束を比較する限り、その差異は極めて大きい。束帯と呼ばれる公家装束の様式に関しても、平安時代中期までは、挿図1に見られるような、身体の線に自然に沿った、柔らかな曲線的な柔装束であった。また、頭に頂き、鬘を覆うための冠も、装束同様に薄絹の柔らかさが窺える。しかし、時代が下り、平氏政権期になると、挿図2のように冠は漆で塗りこめられた固い形に、装束も直線的で、板引と称される加工をした、糊を効かせた強装束へと変化する⁽⁸⁾。つまり、柔らかいものから固いものへ、曲線的な美から直線的な美へと大きく変化しているということが指摘される。現在に伝わる公家・女房装束の原形はまさに、この強装束発生の段階に求められるのである。

この直線的な装束の好みは、平安時代の終わり、平氏が公家社会と一体化していく中で、体を大きく、強く、かつちり見せるといふ武家の好みを反映し生み出され



挿図1 田安斉匡筆菅原道真図(個人蔵)

てきたとされている。他者に対して自らの身位を視覚的に表現する装束に、板引の加工を通じて為政者の意向が色濃く、端的に表れているのである。

次に現代に伝わる装束の変遷を追う上で大きな影響を与えたのが、応仁・文明の乱である。この戦乱を機として、装束を用いて行われる朝廷儀式の多くが停滞し、最大の朝儀ともいべき天皇即位の大礼挙行について見ても、踐祚の後、後柏原天皇は二十一年、後奈良天皇は十年、正親町天皇は二年の歳月を要している。⁽⁹⁾ 公家・女房装束を維持・制作するための財源が枯渇するだけでなく、それを作る技術を持った織屋も京から逃がれ、装束の生地を織る織機も失われた。装束について考えていく上での、大きな転機であり、ここに装束は、停滞・混迷の時期を迎えることとなる。⁽¹⁰⁾

この公家・女房装束が再興を見るのは江戸時代を待たねばならない。徳川太平の時代が到来し、公武融和の名のもと、徳川和子(後の東福門院)が江戸から後水尾天皇のもとへ入内する。こうした流れの中で、徐々に空間としての京都御所は復活され、儀式も次第に再興・復古へと動き出すことになる。⁽¹¹⁾ こうした背景には江戸幕



挿図2 住吉廣行筆藤原定家図(個人蔵)

府の対朝廷政策が色濃く反映している。⁽¹²⁾ 実際に東福門院が入内の際に着用したと伝えられる女房装束が、現在も女院所縁の京都靈鑑寺門跡に伝えられている。⁽¹³⁾ しかし、この時に復活された女房装束は、現在に伝わる五衣・唐衣・裳様式の女房装束とは構成を異にしており、戦国期における装束の混乱を反映している。儀式空間を欠き、装束を着用する儀式の催行がなければ、装束は必要とされないものであった。こうした中で、徳川政権の威信をかけたデモンストレーションとして、寛永三年(二六二六)九月、後水尾天皇の二条城への行幸が行われた。行幸に際し、随従する多くの人々が装束を着てこの盛儀を彩る必要があり、これに伴って、様々な装束が再興を遂げる契機となる。これらの装束の様子は「寛永有職」と呼ばれ、後世においては故実・先例に合わない装束であるとされたが、むしろ晴れの場を彩る一日晴の装いであった。⁽¹⁴⁾

江戸時代においてさらに装束が活発に復興されていく契機になったのが、江戸幕府での装束の需要の高まりである。江戸幕府自体も、服制を定めていく中で、室町幕府の先例を参酌し、身位(位階)に応じ着用できる装束の定められた公家服制に準じた公家装束を着て儀式に臨むようになる。⁽¹⁵⁾ 国家行事たる幕府の儀式での着用のため、京都の公家、織手らが伝えてきたその知識が江戸時代の装束の復活に大きな力を与えていくことになった。

また、江戸時代後期になると、現代に繋がる復古的な御所が造営される。⁽¹⁶⁾ 装束が整い、儀式を行うべき空間も、平安時代の考証をもとにした御殿が造営されていくことにより、空間・故実先例に適った儀式の催行が可能となり、両者の相乗効果が起こった。この背景には、復古的御所の造営に大きな役割を果たした裏松固禪や、有職家と呼ばれる学者の研究の積み重ねがあった。⁽¹⁷⁾ この成果こそが、明治以降現代に伝わる、宮廷装束に繋がっていくのである。

二 近代における装束の変遷

(一) 明治維新における装束の危機

明治元年(一八六八)三月十四日、京都の御所内紫宸殿において行われた天神地祇御誓祭で、明治天皇臨席のもと、三條實美が五箇条の御誓文を読み上げ、諸公家

が装束に身を包み参列する様子を、乾南陽の筆による聖徳記念絵画館の壁画が伝えている。この時参列する公家は、通常は冠の後方に垂下する纓えいと呼ばれる部分を巻いた巻纓の冠を頂いた姿で描かれている。さらに注目すると、その巻き方がそれぞれ異なっているのである。この壁画を描く際の装束に関わる情報源は『壁画画題資料』に記録されている。⁽¹⁸⁾近代以降、即位の大札における庭上参役者の武官装束や、大喪儀などの祭官の冠などに巻纓の冠の様子は確認できるが、その巻き方は統一的である。江戸時代百数十家あった公家は、五撰家のいずれかに家礼として随従し、それを明示するように、五撰家それぞれの家ごとに異なる文様が生地に表示された冠と、家ごとの纓の巻き方の教授を受け巻いていた。これは、江戸幕府による五撰家を核とした朝廷・公家統制の一環であり、撰家のもとに公家衆が統制を受けていることを視覚的にも明示したものであった。装束の一端における差異化が、公家統制の面で機能し、故実化していたのである。

しかし、王政復古の大号令の後、五撰家を介した公家の支配は撤廃され、幕府の廃止と共に、朝廷の政治機構も解体される。こうした中で、公家社会を統制していた、有職故実もその機能を停止することとなる。装束の調製や着装に関わる衣紋道の家職として継承してきた山科家・高倉家においても、家業が停止され、その役割は明治新政府が組織として担うことになり、それが後の宮内省に継承された。⁽¹⁹⁾ここに至り、応仁・文明の乱から再興・復古してきた装束は、政府における洋装の導入と相俟って再び存続の危機を迎えるのである。

(二) 旧儀保存に伴う装束の継承と旧堂上公家の活動

明治を迎え、急速な欧風化、服装面でも洋装化が進展する中で、従来の朝廷が伝えてきた「伝統」(旧儀)をいかに保存していくのかという視点が、岩倉遣欧使節団を率いた岩倉具視により示されることとなる。実際に近代化を遂げている西洋先進諸国は従来自国が保持してきた伝統を維持していた。日本も近代化を推し進める中でも、文化的・歴史的背景がある国という面を押し出すことが、欧米列強に伍していく方策の一つとされ、伝統ある近代日本国家を構築していくため、旧都としての京都・奈良、そして様々な天皇家ゆかりの伝統行事を残していくことに意を払う

ことになるのである。⁽²⁰⁾

岩倉らの建議を受け、天皇即位の御大札・宮中祭祀・天皇はじめ皇族の結婚式・神事などに装束を使用することで、公家・女房装束の伝統を残していこうという流れが浮上した。ここに現在に繋がる装束の再出発点を確認することができる。その中で一つの目玉とされたのが三勅祭と呼ばれる石清水祭・賀茂祭・春日祭で、宮内省が行う官祭として、参加者全員が装束を着用して参陣した。この勅祭で残されたのは装束だけではなく、平安時代以降の古文書や日記の記述、実際に江戸時代の儀式に参陣した経験を持つ公家の実体験をもとに研究・考証の上保存させた、拝舞などの所作も含まれたのである。⁽²¹⁾

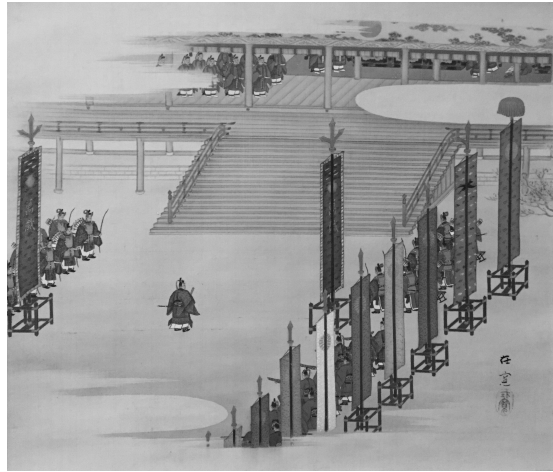
こうした装束を用いた儀式が再興される中で、注目すべき大きな成果として行われたのが、大正大札であった(挿図3・4)。大正大札は、旧皇室典範、天皇の即位礼などについて定めた登極令・同附式の規定に則り、京都で行われた大札であり、近代国家としての成熟を対外的に表明する好個の機会として潤沢な財源が投じられた。⁽²²⁾この大正大札の様式が、昭和大札・平成大札・ひいては令和の大札の先例となるものである。当時直近の明治大札は、維新の混乱期の中で、大陸色の払拭など、江戸時代の儀制との峻別を強く念頭に置いて再構成されたものであった。⁽²³⁾

家職が廃止されたあと、大半の公家が東京に移住する中で、一部の公家華族は京都に留まった。⁽²⁴⁾その中でも、有職研究に大きな足跡を残したのが山科言繩(一八三五―一九一六)である。博覧強記で、「年代記」というあだ名を持つほどの人物で、江戸時代には実際に堂上公家として儀式を担った経験を有し、近代の有職故実は言繩の知識に負うところ大であった。江戸時代において山科・高倉両家が装束の伝統を伝えてきたが、高倉家の当主は、戊辰戦争の際に没しており、山科言繩が皇室の儀式、特に装束に関し、自ら知り得た所の有職故実の知識をもとに、近代の大札を考証する情報源の役割を担ったのである。家職停止により、その業務を組織としての新政府は継承した体であったが、その実際の運用に際しては、なお実務経験者としての旧堂上公家の保有する有職故実に関わる「知」が不可欠な状況であった。

こうした、旧堂上公家が伝える伝統的な技術・知識をいかに残すか、ということ民間において結成されたのが「有職保存会」であった。装束・織物・料理・菓子・



挿図4 原在寛筆大嘗祭図(個人蔵)



挿図3 原在寛筆御即位図(個人蔵)

水引細工など、多岐にわたる職業分野の京都在住の会員がおり、そこからは、過去の伝統、有職故実を学ぼうという貪欲な姿が垣間見える。⁽²⁵⁾ この会の組織には、同じく旧堂上公家の久世通章(一八五九〜一九三九)・清岡長言(一八七五〜一九六三)も深く関与しており、特に久世は今でも京都の蹴鞠保存会により継承される蹴鞠の伝統と鞠くくりの技を残すことに尽力し、その子息が讃岐の金刀比羅宮宮司に着任し、その関係で讃岐の金刀比羅宮に現代でも継承されている蹴鞠が伝わるなど、近代における伝統文化の地方伝播にも足跡を残している。⁽²⁶⁾

有職保存会を核として、なぜ民間において有職故実を近代になって学ぼうとする動きが見られたのであるうか。これには、岩倉も進めた古都京都の活性化が深く関わっている。これは保存会において、有職故実を、時の染色・図案・工芸、もしくはその他のものに応用すれば、京都の工業・商業の活性化に繋がるであろうという考えがあったためである。こうした活



挿図5 板引の表袴(個人蔵)

ることができるのである。それが、工芸や商業にも広がることで、現在に繋がる京都の伝統産業の活性化の役割をも果たすのである。

(三)経費節減の昭和の大札 古代以来の装束の大変化(板引の廃止) 国力をかけた大正大札の催行は、大量の調度品や装束の新調を伴い、実用の面において、有職故実の知を再び開花させるものであった。しかし、次の昭和の大札において、装束は大きな転換点を迎えることとなる。それは、古代の平氏政権の時代に考案され、装束盛衰の歴史の中でも途絶することなく継承されてきた、強装束の特徴である板引の全廃である(挿図5)。板引とは、絹地に強く糊を張る技術で、それにより着装時に、直線的な装束のラインを作り出すことが可能とされる。大正大札まで保存されてきた板引が廃されるに至る経緯を、昭和の大札記録は次のように記している。

板引ヲ全廃スルコト

大正大禮ノ御装束ヲ拝見スルニ、板引ヲ施セル部分ハ、殆ド全部黴ノ爲ニ汚損シ、其ノ他ノ装束迄ニ及セルヲ以テ、保存上考慮ノ必要アリ。且臣下ノ被服殊ニ大嘗宮ノ儀等ニ於テ、祭典奉仕者ノ束帯ニ板引ヲ附スル時ハ、動作ノ際、騒音ヲ發シ、御祭典ノ静肅ヲ破ルノ虞アリトノ事實ニヨリ、之ヲ廃止スルノ内議

動を行う中に、有職織物の技を現代に伝えた西陣の老舗織屋俵屋喜多川家当主の名前が確認されることも見逃せない。こうした民間での有職に関する関心は、大正大札を機に高揚し、またこうした民間における有職故実の「知」の広がりを背景として、近代における有職故実の知識が成熟し、多様な展開を見せていくことになる。
ここに公家や有職故実家が有した、限定的・閉鎖的な知識としての有職故実から、開かれた知識としての、近代の有職故実に変化している姿を見

アリ、尚又關根大禮使事務囑託ノ意見ニ依レバ、中古ニ於テ、衣紋ノ體裁ヲ整へムガ爲ニ板引ヲ用ヒタルモノナレバ、存置スベキ必要ヲ認メズトノ説ニ基ツキ、此ノ精神ヲ拡張シテ、皇族御服ノ板引ヲ全部廃止セリ、⁽²⁷⁾

板引全廃の理由として、糊を材料とする加工に伴い、保存上カビを発生しやすく、他の装束にも影響があること。また板引された装束は動く「ガサガサ」と音が立ち、大嘗祭など重要な祭典における儀式的静肅さを妨げるとの内議が挙げられた。これに対して、現代の即位の礼委員会に相当する大禮使は、同使に事務囑託として出仕していた關根正直（一八六〇～一九三二）に廃止の是非を諮問している。關根は東京帝国大学で黒川真頼らについて国学を学び、学習院教授・東京女子師範学校教授を経て、この段階で文学博士・宮内省御用掛の任にあり、昭和六礼に先立つ大正十五年（一九二六）には宮中の講書始において国書を進講するなど、近代の大学制度の中で平安から近世に及ぶ国文学を修めた学者であった。大正大礼が、朝廷儀式を実際に経験した旧堂上公家の知識の裏付けによるものであったのに対し、昭和六礼におけるこの事例は、近代教育制度により育成された学者が、その知識をもって国家行事に参画している姿が認められるのである。維新から五十数年を経て、近代教育システムが一定の機能を果たし得ている姿とも評価できよう。

このとき關根は、板引は、平安時代において装束の体裁を整えるために使用された技術であり、そのまま残しておく必要はないと答えている。これは、まさに有職者としての役割を、昭和六礼において關根が果たしている姿であり、内議という大禮使側の意向を踏まえて、自身の知識に基づく見解を披瀝したものである。千年に及ぶ装束の伝統がその命脈を絶った瞬間であり、有職家の言のもと、伝統が時宜に応じた変更を受け入れた現場でもあった。

カビによる汚損、雑音の問題をもとに、有職家の答申を裏打ちとして板引は全廃されたが、これは表向きの理由であった。正式な理由は、昭和六礼の基本方針を踏まえて考慮する必要がある。

大禮經費

大禮費用の經理に當りては、周密細慎の注意を拂ひ、各費目に亘りて節約を圖り、工營の態様調度の質量、酒饌の内容に至る迄、品位尊嚴に關はらざる範圍に於て經費の低減を期す。⁽²⁸⁾

大禮使においては、昭和恐慌の前夜の当時において積極的な經費節減を図っていたのである。この前提において、装束の調製に際し、別途加工費を要する板引を施さなくても着装に支障を来さないことを踏まえての判断であった。大正・昭和の大禮に際して用いられる装束は、大禮後、着用者に賜与されることを前提とした新品であり、新品の生地で縫製された装束は、板引の加工を要さなくても、板引に相当する衣紋の体裁を整えることが可能であった。平安朝以来の強装束の終焉の理由には、当時の經濟狀況が影響していたのである。近代において装束が用いられる際には、装束の世界における歴史的な変化の場も含めて、近代の「有職故実家」と呼ぶべき人々が介在し、有職故実の「知」を披瀝していたのである。

おわりに

昭和六禮終了の翌昭和四年（一九二九）、六回にわたり大禮に關係した宮内官の所感座談会が開催されている。⁽²⁹⁾これは将来の記録編集に資すべきとの考えと、宮内官以外で大禮に關係した他省庁との会合の際に、宮内省側の意向としての協調を企図するものでもあった。注目すべき点が数多く見られるが、特に本稿に關係する点を二つ紹介してまとめたい。

一つ目は、帝室林野局三矢長官の意見として、

将来ノ大禮ハ東京ニ於テスベシトカ饗ハ東京ニ於テスルヲ可トストノ意見アルモ當分現制ノ通り京都ニ於テセラルルヲ可トスト考フ 其ノ理由ハ京都ニ於テ行ハルル方ガ全國的ニ印象ヲ深クシ國體ノ自覺ヲ強ムルニ効アリ時勢ニ大ナル變化アリタル場合ハ格別然ラザレバ現制ヲ維持スベキモノト思料ス

との見解である。注目すべきは、宮内省高官が登極令附式に則った京都皇宮（現京

都御所)での挙行維持を支持する中で、「時勢二大ナル變化アリタル場合ハ格別」として東京での挙行に言及していることである。平成の大礼が東京の皇居で行われたことは、まさに戦後における時勢の大きな変化を受けてのことであった。しかし、ここで注目すべきは、京都において即位礼を行うことを定めた登極令・同附式が発せられた明治四十二年(一九〇九)からわずか二十年後の昭和大礼段階において、一部から若干の揺らぎが生じていたことである。

二つ目は、御神楽みかぐらにおける秘曲の取り扱いについての言及の一節に見られる「伝統」への考え方である。

秘曲ノ世襲家ノ者ヲ必ず之ニ出仕セシムルコトハ、宮内省掌典部、樂部アル今日ニ於テハ理由ナシ。将来ハ、樂部員ヲシテ奏セシムベク、家柄ノ關係上、樂部員ニアラズシテ、家格、技術トモ相當ナル人物アラバ、之ニ囑託スルモ可ナリ。必ず傳統ヲ逐フベシト為スハ不可ナラム。

右ニ對スル當務者ノ辯。今回ハ傳統ニ依リ、大原、室町兩伯爵ニ委嘱セルモ、将来ハ宮内省ノ樂師ヲシテ奉仕セシムベク、此ノ點ハ兩伯爵モ諒解済ニテ、今回ノ委嘱ニ當リ、此ノ條件ヲ附シ置キタリ。

紫宸殿の儀の翌日、即位礼の無事の挙行を奉告・感謝するため賢所にて御神楽が奏された³⁰。そこで奏される秘曲の取り扱いについて、神楽道を家職として幕末まで天皇家に仕えてきた旧堂上公家の大原・室町兩伯爵に対し、家職として奏楽の技を継承してきたという「伝統」により、今回は委嘱を行った。これに対して、両家の家職は明治三年(一八七〇)十一月五日に当時の太政官に雅楽局が設置されたことから廃されて³¹、現在においては宮内省内に担当部局も設置され、両家が伝えてきた神楽は宮内省の組織として継承がなされているということを踏まえ、必ず伝統を逐わなければならないとするのは不可である、との明言がなされているのである。

この二つの資料から読み取れるのは、近代の大礼という国家行事における「伝統」のせめぎあいであり、いわば近代の「有職故実」が練り上げられていく現場の様子

である。前者においては、登極令・同附式という明治時代に定められた法規範に基づき行われた大正大礼という「先例」に則り行われた昭和大礼直後において、将来の大礼を東京で行うかという根幹的な問題提起がなされていたことである。いわば、近代の大礼は京都で行うという登極令における法的な裏付けと、それに基づいて行われたという「伝統」が、東京奠都から五十数年を経て、東京が近代国家日本の首都としての地位を確たるものとしているという抗いがたい時勢の変化とせめぎあう様子である。

後者は、明治維新以来、江戸時代以来の朝廷制度を廃し、従来堂上公家や地下官人らにより担われてきた皇室諸行事に関する役割を、太政官をはじめとする維新後の近代政府が宮内省などの組織として継承し、担当してきたという行政システムの担う「伝統」と、前近代以来、家を核に技術を継承してきた「伝統」とのせめぎあいである。板引全廃の事例においては、まさに近代国家が企図してきた行政府と学府により、近代国家行事の運営が行い得た点において好対照といえる。

こうした新旧多岐にわたる「先例」と「伝統」とのせめぎあいの中で、新たな「有職故実」ともいべき事柄が生み出され、次世代に伝えられる大礼の形が形成されてきたのである。このせめぎあいの姿こそが、生きた有職故実であり、先例墨守を後押しするだけの故事先例の核としての有職故実ではないのである。

昭和六十四年(一九八九)一月七日、昭和天皇の逝去により、元号は平成と改まり、諒闇と呼ばれる一年の喪中が明けのを待つ平成二年春に大礼関連行事が始められた。これに先立つこと約十五年前、華族会館の後身である霞会館の関係者である清岡長和の働きかけにより、山科・高倉両家元や関係有志が集い衣紋道研究会が発足した。清岡は、先述した山科・久世に親しく有職を学んだ旧堂上公家清岡長言の子息に当たり、戦後京都における有職保存会も消滅し、大礼催行に必要な、東帯を中心とした公家装束や、女房装束着装の衣紋道の技術が、宮内庁の掌典職や京都事務所に伝えられるに過ぎないことを危惧しての動きであった³²。長期に及んだ昭和天皇の在位は、翻って昭和大礼実務経験者及び、有職故実・衣紋道に通じる人々の減少に繋がっていた。

平成の大礼は、昭和大礼に比して数々の大きな変化が見られた³³。こうした中で、

清岡によって蒔かれた衣紋道継承の種は、やがて枝葉を繁らせ、平成の大礼における天皇・皇后以下皇族方、侍従・女官への衣紋奉仕の形で結実した。「時勢の大きな変化」を経た戦後において、装束に関する「有職故実の知」は、近代の宮内省の伝統を継承する宮内庁に伝えられた「知」と共に、民間においても令和大礼に確かに伝えられているのである。

註

- (1) 大礼記録編纂委員会編『大礼記録』内閣書記官室記録課 一九一九。内閣 大礼記録編纂委員会編『昭和大礼要録』内閣印刷局 一九三二。
- (2) 拙稿「江戸初期の有職故実と文化システム―書と公家装束をめぐって―」鈴木健一編『形成される教養 十七世紀日本の〈知〉』勉誠出版 二〇一五。
- (3) 鈴木敬三『有職故実図典』吉川弘文館 一九九五。
- (4) 虎尾俊哉編『律令国家の政務と儀礼』吉川弘文館 一九九五。遠藤基郎『中世王権と王朝儀礼』東京大学出版会 二〇〇八。
- (5) 橋本義彦『平安貴族社会の研究』吉川弘文館 一九七六。
- (6) 増田美子編『日本衣服史』吉川弘文館 二〇一〇。
- (7) 拙稿「春日権現験記絵 巻七・巻八にみられる装束表現―東帯を中心に―」『宮内庁三の丸尚蔵館所蔵春日権現験記絵巻七・巻八 光学調査報告書』東京文化財研究所 二〇二〇。
- (8) 奥村萬亀子「強装束について」『京都府立大学学術報告(理学・生活科学)』三二六号 一九八五。
- (9) 奥野高廣『戦国時代の宮廷生活』続群書類従完成会 二〇〇四。
- (10) 佐々木信三郎『西陣史』思文閣出版 一九八〇(復刻)。
- (11) 藤岡通夫『京都御所(新訂)』中央公論美術出版 一九八七。
- (12) 島菌進・高埜利彦・林淳・若尾政希編『シリーズ日本人と宗教 近世から近代へ 1 将軍と天皇』春秋社 二〇一四。
- (13) 久保房子『宮廷衣裳』毎日新聞社 一九七七。
- (14) 前掲註2拙稿 二〇一五。
- (15) 拙稿「十八世紀初頭の幕府の服制と有職故実」『甲府徳川家―六代將軍家宣を生んだ知られざる名門―』山梨県立博物館 二〇一七。
- (16) 島田武彦『近世復古清涼殿の研究』思文閣出版 一九八七。
- (17) 金光礎爾『新撰祭式大成 調度装束編』明文社 一九四二。猪熊兼樹『宮廷物質

- 文化史』中央公論美術出版 二〇一七。
- (18) 明治神宮奉賛会『壁画画題資料』一九三七。
- (19) 刑部芳則『明治国家の服制と華族』吉川弘文館 二〇二二。
- (20) 高木博志『近代天皇制の文化的研究 天皇就任儀礼・年中行事・文化財』校倉書房(歴史科学叢書)一九九七。伊藤之雄『京都の近代と天皇』千倉書房 二〇一〇。
- (21) 八束清貫『装束の知識と着法』文信社 一九六二。同『皇室祭祀百年史』『明治維新神道百年史』第一巻 神道文化会 一九八四。
- (22) 前掲註1『大礼記録』。
- (23) 明治神宮 京都宮廷文化研究所『近代の御大礼と宮廷文化 明治の即位礼と大嘗祭を中心に』京都宮廷文化研究所 二〇一七。
- (24) 刑部芳則『京都に残った公家たち』歴史文化ライブラリー385 吉川弘文館 二〇一四。堂上会編『明治維新以後の公家華族の歴史』霞会館 二〇一五。
- (25) 有職保存会『有職』一 一九一四。
- (26) 『蹴鞠』大日本蹴鞠会 一九三八。
- (27) 『昭和大礼記録』第十一冊 第六輯大礼事務第四編大礼使調度部。
- (28) 前掲註1『昭和大礼要録』。
- (29) 『昭和大礼記録』第二十四冊 第十輯大禮殘務第二編第三章第四節 大禮二關スル所感座談會。
- (30) 瓜田理子『即位礼と神楽秘曲の關係について―近世の御代始御神楽と明治四十二年の登極令―』『日本歌謡研究』五八 二〇一八。
- (31) 『明治天皇紀』第二 吉川弘文館 一九八六。
- (32) 衣紋道研究会編『衣紋道研究会二十五周年誌』二〇〇〇。
- (33) 『平成 即位の礼記録』内閣総理大臣官房 一九九一。

(たなかじゅん・文化財情報資料部客員研究員)